○文化庁告示第五十六号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項及び第百七十二条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる名勝の指定地域のうち、北海道枝幸郡枝幸町及び同浜頓別町の区域に属する部分を管理すべき地方公共団体として、それぞれ同表下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、第百十三条第三項及び第百七十二条第三項の規定により告示する。

平成二十二年十二月十六日

文化庁長官　近藤　誠一

上欄		下欄
名称	指定告示	地方公共団体名
ピリカノカ九度山（クトゥンヌプリ） 黄金山（ピンネタイオルシペ） 神威岬（カムイエトゥ） 襟裳岬（オンネエンルム）	平成二十一年文部科学省告示第百十四号、平成二十二年文部科学省告示第二十号及び平成二十二年文部科学省告示第百二十九号	枝幸町（北海道） 浜頓別町（北海道）

○農林水産省告示第二千二百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　北海道寿都郡寿都町字磯谷町能津登二三六・二四三・二四七・二五二・二五五・二六五（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、二三七、二四四から二四六まで、二五三、二五四、二六六、二六七、一〇九四

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び寿都町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　北海道檜山郡上ノ国町字石崎三七二地先・六一六の一八地先（以上二筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。）、三六九の一地先・三七一地先・三七三地先・六一六の一九地先・三六九の一・三七三・三七四の一・三七四の八（以上四筆地先四筆について次の図に示す部分に限る。）、三六九の五、三六九の六、三七一、三七二、三七四の九、三七四の一〇、三七五、六一六の一八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び上ノ国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　島根県益田市白岩町イ一二〇、イ五五一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　鹿児島県肝属郡東串良町岩弘字後迫二三〇三、二三〇四の二、肝付町波見字曲尾三二三〇の二、三二三〇の六、三二三〇の七

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　島根県雲南市大東町塩田字場ケ谷九九五内二

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十二月十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　三重県熊野市五郷町湯谷字滝谷二九から三一まで、字サル原三六の二、字弓場上三九、四一、字松葉坪四三の一、四六、五五、七五の一、字弓場高五六、字木屋ノ口六六、六七の一（次の図に示す部分に限る。）、字片枝滝一一一の一、一一二、一一二の一、字ノタ峪一一三から一一五まで、字小筒坪一九八の三、字シユケ二二八、二五五、字大**栗**二四三の一、二四四から二四六まで、字瀬戸本坪三三八、三四三の一、四二四、四二四の一、四二四の四

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。